



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(省 令)

○ジャガイモシロシストセンチュウの
緊急防除に関する省令の一部を改正
する省令 (農林水産二七)

省

令

○農林水産省令第二十七号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシ
ストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月二日

農林水産大臣 野上浩太郎

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令
ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令(平成二十八年農林水産省令第六十一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後

(防除区域)

第二条 ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除を行う区域(以下「防除区域」という。)は、植物防疫法第十七条第二項第一号に基づき農林水産大臣が告示する区域とする。

(移動の制限)

第五条 次に掲げるもの(以下「移動制限植物等」という。)は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が都道府県知事又は市町村長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合)であつては、植物防疫官又は当該都道府県知事若しくは市町村長の指定する職員が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

一、四 (略)

2、4 (略)

(廃棄の措置)

第七条 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が都道府県知事又は市町村長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合)にあつては、植物防疫官又は当該都道府県知事若しくは市町村長の指定する職員)の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

(削る)

改 正 前

(防除区域)

第二条 ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除を行う区域(以下「防除区域」という。)は、別表に掲げる地域とする。

(移動の制限)

第五条 次に掲げるもの(以下「移動制限植物等」という。)は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長、清里町長又は斜里町長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合)であつては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長、清里町長若しくは斜里町長の指定する職員が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

一、四 (略)

2、4 (略)

(廃棄の措置)

第七条 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長、清里町長又は斜里町長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合)にあつては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長、清里町長若しくは斜里町長の指定する職員)の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

別表(第二条関係)

北海道	網走市	市・町村	防除区域
			稲富（藻琴川以西の地域並びに九番二、五及び六、十一番一から四まで、十二番一から四まで、十三番一から七まで、十四番一から十まで、十五番二から四まで、十六番一及び四から六まで、十七番、十八番一及び二、十九番一及び二、二十番、二十二番二及び三、二

十三番一から四まで、二十五番から三十一番まで、三十二番一及び三、三十三番一及び二、四十一番一、百七番二、百八番、百八番二、百九番、百九番二、百十番、百十一番、六百七十五番一及び二、六百七十七番一から五まで、六百七十八番、六百七十九番一から四まで、六百九十二番一から四まで、七百三十番から七百三十二番まで、二万十四番、二万五千九番、二万五千十番、三万八番並びに三万九番を除く)、首根内(二百三十三番、二百三十七番一から六まで、二百三十八番一から五まで、二百三十九番一及び四から二十一まで、二百四十番一及び三から七まで、二百四十五番一及び二、二百四十六番一から三まで、二百四十七番一から六まで、二百四十八番、二百四十九番一及び二、二百五十番一から三十四まで、二百五十一番一から四まで、六から二十二まで及び二十五から六十六まで、二百五十二番一から三まで、五及び九から十八まで、二百五十三番一から七まで及び十から二十九まで、二百五十四番一から四まで、六、八及び十一、二百六十四番、二百六十四番二、二百六十五番一から三まで、二百六十六番一から六まで、八及び十六、二百六十七番一から三まで及び五、二百六十八番一から五まで、七から二十三まで、二十六から三十一まで及び三十三から四十一まで、二百六十九番一から三十五まで、二百七十番一から二十一まで、二百七十一番一から四まで、二百七十二番一から四まで、二百七十三番一から三まで、二百七十四番一及び二、二百七十五番、二百七十六番一から四まで、二百七十七番、二百七十七番二、二百七十八番一から三まで、二百七十九番一及び二、二百八十番一から十一まで、二百八十一番一から九まで、二百八十二番、二百八十二番二から五まで、二百八十三番一から四まで、二百八十四番一及び二、二百八十五番、二百八十六番一から六まで、二百八十七番二、二百八十八番一から四まで、二百八十九番、二百八十九番二から六まで、二百九十番一、二及び六から八まで、二百九十一番一及び四から六まで、二百九十二番一

斜里郡清里町	及び三、二百九十三番一、二百九十四番一から三まで、二百九十五番一、二百九十六番一から三まで及び五、二百九十七番一及び二、二百九十八番、二百九十九番一、二、四及び五、三百四十五番一及び四から六まで、三百八十番、三百九十八番、三百九十九番、四百一十一番、四百十五番から四百十七番まで、四百三十四番、四百五十六番から四百五十八番まで、二万八番、二万十三番、二万十八番、二万十九番、二万五千二十一番、二万五千二十四番、二万五千二十五番、三万百番、三万百一十番、三万百三番、三万百六番、三万百七番並びに三万五千七番に限る。）、昭和、豊郷（豊郷川以西の地域及び豊郷川との合流点下流の鱒浦川以西の地域を除く。）、中園、鱒浦（鱒浦川以北の地域を除く。）、実豊（百八十一番、百八十一番二、百八十二番、百八十七番一及び四、百八十八番、百八十九番一及び八、百九十番一から三まで、七及び八、百九十一番一から三まで及び六から十三まで、百九十二番一及び四から七まで、百九十三番一、百九十九番一、二及び七から十一まで、二百番一及び二、二百一十番一及び二、二百二番一、二百三番一及び二、二百四番一及び二、二百五番、二百六番一から三まで、二百七番一から三まで、二百八番一、三及び四、二百九番一、四、五、七及び十、五百五十二番一、五百五十三番、五百五十四番、五百五十五番一、五百七十番、六百九十七番、一万五千七番から一万五千九番まで並びに三万十七番に限る。）、藻琴及び山里
斜里郡斜里町	神威 以久科北、川上、豊倉、美咲及び来運（八十八番一、三、五から七まで、九及び十二から十五まで、九十一番十四、九十三番二十三から二十五まで、九十四番十六、百番一から三まで、百一十番一、百二番、百五番一及び三から七まで、百六番一から三まで、百七番一から七まで、百八番一から三まで、六、八、十及び十一、百十番一及び三から五まで、百十一番一及び三から五まで、百十二番、百十三

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

番一、二及び四から十四まで、百十四番一、
二、四から十八まで、二十から二十三まで及
び二十五から三十まで、百十五番一及び二、
百十六番、百二十番一から三まで、百二十一
番一、二、四及び五、百二十二番一及び四か
ら十二まで、百八十六番五、六、八及び十三
から十七まで、百八十七番一から六まで、百
八十八番一及び三から六まで、百八十九番一、
二、四から八まで、十一から三十三まで及び
三十五から四十二まで、百九十番一及び三、
百九十一番一、四及び六、百九十二番一及び
二、百九十三番一から三まで、五及び七から
九まで、百九十四番、百九十四番四から七ま
で、百九十五番一から五まで、百九十六番一、
二及び四から七まで、百九十七番一及び三、
百九十八番一から三まで、五、七から九まで
及び十二から二十五まで、百九十九番一、三
及び五から八まで、二百番一、三及び七から
十まで、二百一番一、二、四、六、八、九及
び十一から三十五まで、二百二番一から三ま
で、五、七及び九から十一まで、二百三番、
二百四番、二百四番二、二百五番一及び二、
二百六番並びに二百七番一から十一までを除
く。